

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その全てを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和5年度当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・市町村交付金(社会保障財源化分) 147,700千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		社会保障施策 に要する経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)※	その他
社会 福祉	福祉医療費給付事業	71,172	20,939	0	0	39,372	10,861
	障害者自立支援給付事業	293,206	218,718	0	0	58,383	16,105
	高齢者移動支援事業	6,000	0	0	0	4,703	1,297
	児童手当給付事業	175,218	148,244	0	0	21,142	5,832
	小 計	545,596	387,901	0	0	123,600	34,095
保健 衛生	予防接種事業	30,749	0	0	0	24,100	6,649
	小 計	30,749	0	0	0	24,100	6,649
合 計		576,345	387,901	0	0	147,700	40,744

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。